

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
翌日）

◇条 例 職員給与に関する条例等の一部改正について

## 目次

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第四十六号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「十万円」を「十一万円」に改める。

第八条第一項中「すべての」を削り、同条第三項中「二千四百円」を

「三千五百円」に、「八百円」を「千円」に、「千六百円」を「二千五百円」に改める。

第九条の四第一項中「月額三千円」を「月額四千円」に、「その家賃の額と三千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が三千円をこえるときは三千円とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 月額七千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から四千元を控除した額

二 月額七千円をこえる家賃を支払っている職員 家賃の月額から七千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が二千円をこえるときは、二千円)を三千円に加算した額

第十条第二項第一号中「四千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「千円」を「千五百円」に、「千五百円」を「千八百円」に改め、「その他の職員のうち、」を削り、「勤務する者」を「勤務する職員」に、「にあつては、千八百円」を「のうち、自転車等の使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である者にあつては二千円、自転車等の使用距離が片道十五キロメートル以上である者にあつては二千五百円」に改め、同項第三号中「四千円」を「五千円」に改める。

第十六条の二第一項中「六百二十円」を「千円」に、「千二百円」を「二千円」に、「九百三十円」を「千五百円」に、「千八百円」を「三千円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表

職務の 等級	特1等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	156,300	119,200	—	—	—	60,400	53,500	—
2	163,600	124,500	105,500	88,800	74,000	63,600	55,600	43,500
3	170,900	129,900	109,800	92,700	77,400	66,800	57,800	44,800
4	178,200	135,400	114,100	96,600	80,800	70,000	60,400	46,100
5	185,500	140,900	118,400	100,500	84,300	73,200	63,000	47,500
6	192,800	146,400	122,800	104,400	87,800	76,400	65,600	49,300
7	200,100	151,900	127,200	108,600	91,400	79,500	68,200	51,300
8	207,400	157,400	131,600	112,800	95,000	82,600	70,800	53,400
9	214,700	162,900	136,100	117,000	98,600	85,400	73,000	54,800
10	222,000	168,200	140,600	121,200	102,200	88,200	75,200	56,200
11	227,400	173,400	145,100	125,400	105,800	91,000	77,200	57,600
12	231,500	178,600	149,300	129,600	109,400	93,800	79,200	59,000
13	235,600	183,800	153,500	133,700	113,000	96,600	81,200	60,400
14	239,600	188,000	157,700	137,700	116,300	99,000	82,900	61,800
15	242,900	192,200	161,900	141,700	119,400	101,400	84,600	63,200
16		195,200	165,500	145,700	122,400	103,700	86,300	64,600
17			169,100	149,100	125,400	106,000	88,000	65,600
18			171,900	152,400	127,600	108,000	89,600	
19				155,000	129,800	110,000	90,900	
20					131,900	111,500		
21					133,500			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表

職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	61,000	54,200	—
2	116,300	99,900	77,300	64,200	56,200	50,200
3	120,700	103,800	80,900	67,400	58,300	52,000
4	125,100	107,700	84,500	70,600	60,800	54,000
5	129,500	112,000	88,100	73,800	63,800	56,000
6	133,900	116,300	91,800	77,000	66,800	58,100
7	138,300	120,700	95,500	80,200	69,800	60,600
8	142,800	125,100	99,200	83,400	72,900	63,500
9	147,300	129,400	103,000	86,600	76,000	66,400
10	151,800	133,700	106,800	89,900	79,100	69,300
11	156,300	138,000	110,600	93,200	82,200	72,200
12	160,600	142,300	114,400	96,500	85,300	75,100
13	164,900	146,600	118,100	99,800	88,400	78,100
14	169,200	150,900	121,800	103,100	91,500	81,100
15	173,400	155,200	125,500	106,400	94,600	84,100
16	177,200	159,500	129,100	109,700	97,700	87,100
17	180,900	163,000	132,600	113,000	100,800	90,100
18	183,700	166,500	136,100	116,300	103,900	93,100
19		169,800	139,600	119,600	107,000	96,100
20		172,400	142,400	122,900	110,100	99,100
21			145,100	126,200	113,200	102,100
22			147,800	129,500	116,300	105,100
23			149,900	132,800	119,400	108,000
24				135,400	122,600	110,900
25				138,000	125,800	113,800
26				140,000	128,900	116,700
27					131,500	119,600
28					134,000	122,500
29					135,900	125,400
30						127,800
31						129,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表(-)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	55,000	—
2	102,700	58,100	46,100
3	106,900	60,800	47,500
4	111,100	63,600	48,900
5	115,300	66,400	51,100
6	119,500	69,200	53,700
7	123,900	72,100	56,300
8	128,300	75,000	58,900
9	132,700	78,000	61,500
10	137,100	81,000	64,300
11	141,600	84,400	67,100
12	146,100	87,900	70,000
13	150,600	91,400	72,900
14	155,100	94,900	75,800
15	159,600	98,400	78,700
16	164,100	102,200	81,600
17	168,600	106,100	84,500
18	173,100	110,100	87,400
19	177,100	114,100	90,300
20	183,100	118,100	92,900
21	188,100	122,000	95,500
22	193,100	125,900	98,100
23	197,400	129,800	100,700
24	201,700	133,700	103,300
25	204,700	137,400	105,900
26		141,000	108,500
27		144,600	111,100
28		148,200	113,700
29		151,800	116,000
30		155,400	118,300
31		158,900	120,400
32		162,000	122,400
33		165,000	124,400
34		167,800	126,300
35		170,600	127,800
36		173,300	
37		175,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 教育職給料表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	48,900	—
2	87,200	51,800	46,100
3	90,800	55,000	47,500
4	94,400	58,100	48,900
5	98,300	60,700	51,100
6	102,200	63,400	53,700
7	106,100	66,100	56,300
8	110,000	68,800	58,900
9	113,900	71,600	61,500
10	117,800	74,400	64,100
11	121,700	77,300	66,600
12	125,400	80,200	69,000
13	129,100	83,500	71,400
14	132,800	86,900	73,800
15	136,400	90,300	76,200
16	140,000	93,800	78,600
17	143,600	97,300	81,000
18	147,300	101,200	83,400
19	151,000	105,100	85,800
20	154,700	109,000	88,200
21	158,300	112,900	90,500
22	161,400	115,900	92,500
23	164,400	118,500	94,400
24	167,200	121,100	96,200
25	170,000	123,600	98,000
26	172,700	126,100	99,400
27	174,800	128,700	
28		131,300	
29		133,900	
30		136,500	
31		139,100	
32		141,700	
33		144,200	
34		146,700	
35		149,100	
36		151,200	
37		153,000	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	54,700	47,500
2	—	—	57,100	49,500
3	—	—	59,700	51,600
4	123,500	87,100	63,100	53,800
5	128,900	91,400	66,500	56,000
6	134,400	95,700	69,900	58,400
7	139,900	100,100	73,300	61,200
8	145,400	104,500	76,900	64,300
9	151,400	108,900	80,500	67,500
10	157,400	113,300	84,100	70,900
11	163,400	117,500	87,700	74,300
12	169,800	121,700	91,300	77,700
13	176,200	125,900	94,900	81,000
14	182,600	129,700	98,500	84,300
15	189,000	133,500	102,100	87,400
16	195,200	137,000	105,600	90,300
17	201,400	140,200	109,100	93,000
18	207,600	143,300	112,400	95,700
19	213,300	146,400	115,700	98,400
20	219,000	149,500	119,000	101,100
21	223,900	152,600	122,200	103,800
22	228,100	155,700	125,400	106,500
23	232,300	158,800	128,600	108,700
24	236,100	161,900	131,500	110,800
25	239,900	164,800	134,400	112,400
26	242,900	167,600	136,500	
27		169,800		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

イ 医療職給料表(-)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	156,900	118,000	—	69,700
2	162,500	123,400	102,300	73,900
3	168,100	128,800	107,400	78,100
4	173,700	134,400	112,700	82,300
5	179,300	140,000	118,000	87,300
6	184,800	145,600	123,300	92,300
7	190,300	151,200	128,600	97,300
8	195,500	156,800	134,000	102,300
9	200,700	162,400	139,400	107,300
10	205,900	168,000	144,800	112,300
11	211,100	173,600	150,200	117,300
12	216,200	178,500	154,700	121,300
13	221,300	183,400	159,200	125,300
14	226,400	188,300	163,500	129,200
15	230,800	193,200	167,800	133,100
16	235,200	197,900	172,100	137,000
17	239,500	202,600	176,400	141,100
18	243,500	207,300	180,700	145,200
19	246,800	212,000	185,000	149,200
20		216,100	188,700	152,000
21		220,200	192,400	154,800
22		223,200	195,700	156,900
23			198,300	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	123,400	92,400	67,700	54,600	47,700	—
2	129,000	96,500	71,000	56,800	49,700	44,900
3	134,600	100,600	74,300	59,200	51,800	46,200
4	140,200	104,700	77,700	61,600	54,000	47,600
5	145,800	109,100	81,100	64,400	56,200	49,400
6	151,400	113,500	84,500	67,300	58,600	51,400
7	157,000	117,900	87,900	70,400	61,000	53,500
8	162,600	122,300	91,500	73,500	63,500	55,000
9	168,200	126,500	95,100	76,600	66,000	56,300
10	173,400	130,700	98,700	79,700	68,500	57,600
11	178,600	134,800	102,300	82,800	71,000	59,000
12	183,800	138,800	105,900	85,600	73,200	60,400
13	188,000	142,800	109,500	88,400	75,400	61,400
14	192,200	146,800	113,100	91,200	77,400	
15	196,400	150,300	116,400	94,000	79,400	
16	199,400	153,800	119,600	96,800	81,400	
17		157,100	122,800	99,200	83,100	
18		160,400	126,000	101,600	84,800	
19		163,000	128,400	103,900	86,500	
20			130,700	106,200	87,800	
21			133,000	108,200		
22			134,700	109,700		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	104,700	80,900	68,400	52,300	45,600
2	108,700	84,100	71,400	54,500	47,200
3	112,700	87,300	74,400	56,700	48,800
4	116,700	90,700	77,400	59,000	50,400
5	120,700	94,100	80,400	61,300	52,300
6	124,800	97,500	83,400	63,600	54,400
7	128,900	100,900	86,400	65,900	56,600
8	133,000	104,400	89,500	68,300	58,900
9	136,900	107,900	92,600	70,700	61,200
10	140,800	111,400	95,700	73,100	63,500
11	144,700	114,900	98,600	75,500	65,800
12	148,500	118,100	101,500	77,900	68,000
13	152,300	121,100	104,400	80,300	70,200
14	155,700	124,100	107,300	82,600	72,400
15	159,100	127,000	110,100	84,900	74,600
16	162,500	129,900	112,900	87,200	76,800
17	165,800	132,800	115,700	89,500	79,000
18	169,100	135,700	118,400	91,800	81,200
19	171,700	138,600	121,000	94,100	83,200
20		141,200	123,200	96,400	85,100
21		143,800	125,400	98,300	86,800
22		146,000	127,400	100,200	88,100
23		148,200	128,900	102,000	
24		150,300		103,800	
25		151,900		105,200	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「三百円」を「四百五十円」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 公安職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	—	61,000	54,200	—
2	125,100	116,300	99,900	77,300	64,200	56,200	50,200
3	130,000	120,700	103,800	80,900	67,400	58,300	52,000
4	134,900	125,100	107,700	84,500	70,600	60,800	54,000
5	139,800	129,500	112,000	88,100	73,800	63,800	56,000
6	144,400	133,900	116,300	91,800	77,000	66,800	58,100
7	148,900	138,300	120,700	95,500	80,200	69,800	60,600
8	153,400	142,800	125,100	99,200	83,400	72,900	63,500
9	157,900	147,300	129,400	103,000	86,600	76,000	66,400
10	162,400	151,800	133,700	106,800	89,900	79,100	69,300
11	166,900	156,300	138,000	110,600	93,200	82,200	72,200
12	171,400	160,600	142,300	114,400	96,500	85,300	75,100
13	176,000	164,900	146,600	118,100	99,800	88,400	78,100
14	180,600	169,200	150,900	121,800	103,100	91,500	81,100
15	185,200	173,400	155,200	125,500	106,400	94,600	84,100
16	189,400	177,200	159,500	129,100	109,700	97,700	87,100
17	193,600	180,900	163,000	132,600	113,000	100,800	90,100
18	196,600	183,700	166,500	136,100	116,300	103,900	93,100
19			169,800	139,600	119,600	107,000	96,100
20			172,400	142,400	122,900	110,100	99,100
21				145,100	126,200	113,200	102,100
22				147,800	129,500	116,300	105,100
23				149,900	132,800	119,400	108,000
24					135,400	122,600	110,900
25					138,000	125,800	113,800
26					140,000	128,900	116,700
27						131,500	119,600
28						134,000	122,500
29						135,900	125,400
30							127,800
31							129,600

備考 この表は、警察官に適用する。

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び附則第九項から第十二項までの規定は、昭和四十九年一月一日から施行する。
  - 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第二条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の警察特勤条例」という。）の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。ただし、改正後の給与条例第十六条の二第一項の規定は、同年九月一日から適用する。  
（特定の号給の切替え等）
  - 3 昭和四十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表第一のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。次項及び附則第五項第二号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
  - 4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であると
- 5 附則第三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与条例第四条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。
    - 一 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間）
    - 二 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間
  - 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。  
（切替期間における異動者の号給等）
  - 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」と

いう。)において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、人事委員会が定める。(切替日前の異動者の号給等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職務の等級の切替え)

9 昭和四十九年一月一日(以下「特定切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第二に掲げられている職員の特定切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が公安職給料表の特一等級である職員の特定切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、同表の一等級又は二等級とする。

(号給の切替え等)

10 前項に規定する職員(次項に規定する職員を除く。)の特定切替日における号給は、特定切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「特定旧号給」という。)と同じ号数の号給とする。

11 附則第九項の規定により特定切替日における職務の等級が一等級となる職員の特定切替日における号給は、人事委員会が定める号給とする。

12 前二項の規定により特定切替日における号給を決定される職員に対する特定切替日以降における最初の第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第四條第六項の規定の適用については、特定旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を特定切替日における号給を受ける期間に通算する。

(旧号給等の基礎)

13 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及びこれらに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

(改正後の給与条例第四条の規定の経過措置)

14 改正後の給与条例第四條第三項及び第四項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十までの間における適用については、同条第三項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第四十六号)附則別表第一のイからチまでの表の暫定給料月額欄に定める給料月額(次項において「暫定給料月

額」という。)と、同条第四項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

15 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の給与条例第四十七条の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、人事委員会が定める。

(住居手当に関する経過措置)

16 切替期間において、改正前の給与条例第九条の四の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の給与条例第九条の四の規定による住居手当を支給されなかったこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の給与条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の給与条例第九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の給与条例第九条の四の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続きした期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の給与条例第九条の四の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の給与条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員がこの条例の施行の日から昭和四十九年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

17 改正前の給与条例の規定及び第二条の規定による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われ

た給与は、改正後の給与条例(住居手当については、改正後の給与条例第九条の四又は前項)の規定及び改正後の警察特勤条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

18 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第一 特定号給職員の号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける者

職務の級	旧号給	新号給	期 間		暫定給料月額 円
			月	月	
1 等級	12	12	3	6	177,200
	13	13	6	9	180,500
	14	13	3	6	186,400
2 等級	14	14	3	6	156,900
	15	15	6	9	159,200
	16	15	3	6	164,100
3 等級	15	15	3	6	140,400
	16	16	6	9	143,100
	17	16	3	6	147,800
4 等級	18	17	3	6	149,800
	19	18	6	9	121,400
	20	17	3	6	123,100
	21	17	6	9	126,800
	19	18	3	6	128,100
	19	19	6	9	

5 等級	16	16	3	6	102,900
	17	17	6	9	104,200
	18	17	3	6	107,200
6 等級	19	18	3	6	108,400
	20	19	6	9	84,100
	15	15	3	6	85,100
7 等級	16	16	6	9	87,300
	17	16	3	6	61,500
	18	17	6	9	62,500
	14	14	3	6	
	15	15	6	9	
	16	15	3	6	

ロ 公安職給料表の適用を受ける者

職務の級	旧号給	新号給	期 間		暫定給料月額 円
			月	月	
特1等級	14	14	3	6	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15	3	6	175,600
	17	16	3	6	
	15	15	6	9	153,700
	15	15	3	6	

1 等 級	16	16	6	9	156,500
	17	16	3	6	161,800
	18	17	6	9	163,800
	19	18	3	6	135,200
	20	18	6	9	137,700
	18	18	3	6	141,300
	19	19	6	9	142,900
	20	19	3	6	128,700
	21	20	6	9	130,500
	22	21	3	6	134,400
2 等 級	23	21	6	9	135,900
	22	22	3	6	125,000
	23	23	6	9	126,700
	24	23	3	6	130,400
	25	24	6	9	134,400
	26	25	3	6	135,900
	25	25	6	9	121,400
	26	26	3	6	123,100
	27	26	6	9	
	28	27	3	6	
3 等 級	28	28	3	6	121,400
	29	29	6	9	123,100
	30	29	3	6	
	28	27	6	9	
	27	26	3	6	
	26	26	6	9	
	25	25	3	6	
	24	24	6	9	
	23	23	3	6	
	22	22	6	9	
4 等 級	22	22	3	6	128,700
	23	23	6	9	130,500
	24	23	3	6	134,400
	25	24	6	9	135,900
	26	25	3	6	125,000
	25	25	6	9	126,700
	26	26	3	6	130,400
	27	26	6	9	121,400
	28	27	3	6	123,100
	29	28	6	9	
5 等 級	30	29	3	6	121,400
	29	29	6	9	123,100
	28	28	3	6	
	27	27	6	9	
	26	26	3	6	
	25	25	6	9	
	24	24	3	6	
	23	23	6	9	
	22	22	3	6	
	21	21	6	9	

ハ、教育職給料表(イ)の適用を受ける者

職 務 の 級	旧号給	新号給	期 間	暫定給料月額
1 等 級	19	19	3 月 6 月	176,600
	20	20	6 月 9 月	180,100
	21	20	3 月 6 月	186,300
	22	21	6 月 9 月	189,500
	23	22	3 月 6 月	195,900
	24	22	6 月 9 月	
	25	23	3 月 6 月	
	28	28	3 月 6 月	147,200
	29	29	6 月 9 月	149,800
	30	29	3 月 6 月	154,000
2 等 級	31	30	6 月 9 月	156,200
	32	31	3 月 6 月	161,000
	33	31	6 月 9 月	162,700
	34	32	3 月 6 月	166,700
	35	33	6 月 9 月	168,400
	36	33	3 月 6 月	
	37	34	6 月 9 月	
	38	35	3 月 6 月	
	25	25	3 月 6 月	105,200
	26	26	6 月 9 月	107,100
27	26	3 月 6 月		

3 等 級	28	27	3	6	110,100
	29	28	6	9	111,700
	30	28			
	31	29	3	6	115,100
	32	30	6	9	116,500
	33	30			
	34	31	3	6	119,600
	35	32	6	9	120,900
	36	32			

ニ 教育職給料表ロの適用を受ける者

職 務 の 級 等	旧号給	新号給	期 間		暫定給料月額 円
			月	月	
1 等 級	18	18	3	6	146,200
	19	19	6	9	148,800
	20	19			
	21	20	3	6	153,300
	22	21	6	9	155,500
	23	21			
	24	22	3	6	160,400
	25	23	6	9	162,100
26	23				
27	24	3	6	166,100	
28	25	6	9	167,800	

2 等 級	28	28	3	6	130,600
	29	29	6	9	132,500
	30	29			
	31	30	3	6	135,700
	32	31	6	9	137,300
	33	31			
	34	32	3	6	140,700
	35	33	6	9	142,200
	36	33			
	37	34	3	6	145,600
38	35	6	9	147,000	
3 等 級	20	20	3	6	87,600
	21	21	6	9	88,900
	22	21			
	23	22	3	6	91,800
	24	23	6	9	92,900
25	23				
26	24	3	6	95,500	

ホ 研究職給料表の適用を受ける者

職 務 の 級 等	旧号給	新号給	期 間		暫定給料月額 円
			月	月	
	21	21	3	6	151,600

2 等級	22	22	6	9	153,700
	23	22			
	24	23	3	6	157,800
	25	24	6	9	159,900
	26	24			
	27	25	3	6	163,800
3 等級	22	22	3	6	124,200
	23	23	6	9	126,200
	24	23	3	6	130,400
	25	24	6	9	132,200
	26	25			
	21	21	3	6	102,900
4 等級	22	22	6	9	104,700
	23	22			
	24	23	3	6	107,900
	25	24	6	9	109,200

医療職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期	間	暫定給料月額 円
2 等級	18	18	3月	6月	206,200
	19	19	6	9	209,200
	20	19			

3 等級	21	20	3	6	214,500
	22	21	6	9	217,000
	18	18	3	6	179,800
	19	19	6	9	182,500
	20	19			
	21	20	3	6	187,100
4 等級	22	21	6	9	189,200
	23	21			
	18	18	3	6	144,500
	19	19	6	9	146,800
	20	19			
	21	20	3	6	150,900
	22	21	6	9	152,600

医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期	間	暫定給料月額 円
特 1 等級	11	11	3月	6月	177,400
	12	12	6	9	181,000
	13	12			
	14	13	3	6	186,400
	15	14	6	9	189,000
	16	14			

1 等級	13	13	3	6	141,600
	14	14	6	9	144,400
	15	14	3	6	149,000
	16	15	6	9	151,100
	17	16	3	6	155,800
2 等級	18	16	6	9	121,700
	19	17	3	6	123,600
	20	18	6	9	127,500
	21	18	3	6	128,900
	22	19	6	9	103,100
3 等級	19	19	3	6	104,400
	20	20	6	9	
	21	20	3	6	
4 等級	18	18	3	6	84,300
	19	19	6	9	85,300
5 等級	11	11	3	6	58,600
	12	12	6	9	59,500

チ 医療職給料表(白)の適用を受ける者

職 務 の 級	旧号給	新号給	期 間	暫定給料月額
特1等級	15	15	3月 6月	158,000
	16	16	6 9	160,300
	17	16	3 6	164,500
1 等級	18	18	3 6	134,600
	19	19	6 9	136,400
	20	19	3 6	140,200
	21	20	6 9	141,800
	22	21	3 6	145,100
2 等級	23	21	6 9	146,400
	24	22	3 6	112,100
	25	23	6 9	113,900
	16	16	3 6	117,400
	17	17	6 9	118,700
2 等級	18	17	3 6	122,300
	19	18	6 9	123,600
	20	19	3 6	
2 等級	21	19	6 9	
	22	20	3 6	
2 等級	23	21	6 9	

3 等級	17	17	3	6	88,700
	18	18	6	9	90,200
	19	18			
	20	19	3	6	93,300
	21	20	6	9	94,600
4 等級	22	20			
	23	21	3	6	97,400
	24	22	6	9	98,400
	25	22			
	17	17	3	6	78,500
18	18	6	9	79,800	
19	18				
20	19	3	6	82,200	
21	20	6	9	83,200	
22	20				

附則別表第二 職務の等級の切替表

給料表	旧等級	特定切替日における職務の等級
公安職給料表	1 等級	3 等級
	2 等級	4 等級
	3 等級	5 等級
	4 等級	6 等級
	5 等級	7 等級

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】